

平成24年(ワ)第206号, 同第543号

原告 吉田隆介 外189名

被告 東京電力株式会社

準備書面(23)

2014年7月1日

新潟地方裁判所第2民事部合議係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 和田 光 弘

同 松 永 仁

同 水 内 基 成

同 大 田 陸 介

大飯原発運転差止め判決(福井地裁)について

第1 大飯原発運転差止め判決の意義について

2014年5月21日, 福井地方裁判所民事第2部(裁判長樋口英明・裁判官石田明彦・同三宅由子)は, 大飯発電所3号機及び4号機の原子炉の運転を差止める判決を言い渡した(同地方裁判所平成24年(ワ)第394号, 平成25年(ワ)

第63号)。福島原発事故後の、いわゆる原発差止め訴訟における初の司法判断である。

本件訴訟においても同様の争点を抱えており、同判決の意義は大きい。

とりわけ、福島原発事故を原子力発電所による事故の例証として、原発周辺250キロメートル圏内の住民に対する「具体的な危険」の発現と捉え、原発事故が原子力発電所を抱えるどの地域でも起き得ることを前提に判断をしている。この点は、極めて重要である。

本件訴訟において、被告東電が原告らに対し「原告らに被害が及ぶ具体的な危険性があることを何ら具体的に主張しておらず」（平成25年1月18日付け被告準備書面(2)10頁）と主張していることがいかに空疎で、独りよがりの主張であるか、際立っている。しかも、同判決は、その前提となる人格権の意義を原発差止め訴訟に即して考察し、深めている。

以下、同判決の人格権の位置づけとその原発差止めの論理を確認して、本件訴訟の判断の参考とされるよう、主張するものである。

第2 人格権の位置づけ

1 人格権と差止めの論理

同判決は、裁判所の判断の冒頭（同判決38頁）に「ひとたび深刻な事故が起これば多くの人の生命、身体やその生活基盤に重大な被害を及ぼす事業に関わる組織には、その被害の大きさ、程度に応じた安全性と高度の信頼性が求められてしかるべきである。」とし、「このことは、当然の社会的要請であるとともに、生存を基礎とする人格権が公法、私法を問わず、全ての法分野において、最高の価値を持つとされている以上、本件訴訟においてもよって立つべき解釈上の指針である。」と人格権を「最高の価値」「解釈上の指針」と位置づけている。

その上で、「個人の生命、身体、精神及び生活に関する利益」を「各人の人格

に本質的なもの」として、憲法上の権利（13条、25条）で「人の生命を基礎とする」以上「わが国の法制化においてはこれを超える価値を他に見いだすことはできない」と言い切っている。

その上で、差止めとの関係については、「人格権とりわけ生命を守り生活を維持するという人格権の根幹部分に対する具体的侵害のおそれがあるときは、その侵害の理由、根拠、侵害者の過失の有無や差止めによって受ける不利益の大きさを問うことなく、人格権そのものに基づいて侵害行為の差止めを請求できる」とし、「人格権は各個人に由来するものであるが、その侵害形態が多数人の人格権を同時に侵害する性質を有するとき、その差止めの要請が強く働くのは理の当然である」（下線部引用者）としている。

2 被告主張による人格権との対比

これに対し、被告東電は、本件訴訟において、人格権について、以下のような主張を行っている（前記被告準備書面(2)9頁）。

「人格権については、直接これを定めた明文の規定はないから、その要件や効果が自明のものでないことはいうまでもない。極めて広範囲の人格的利益をすべて人格権の内容とした場合には、その概念内容が抽象的であって、権利の外延が不明確なものとなり、その効果も不明瞭とならざるを得ないので、これに基づく差止請求権を主張する場合には、その法的解釈は厳格になされなければならない。」

このような法的な要件・効果を中心に厳格な解釈を求めた上で、差止めのための要件として、①被害の危険が切迫している要件、②侵害による回復困難な重大損害発生要件、③侵害者の不利益を超える大損害の要件、④代替手段がなく差止めが唯一最終手段である要件などを主張し、自らが福島原発事故を惹き起こし、加害者としての被害回復も全くできていない状況を忘れたかのように、原告ら住民に向かって、

「本件訴訟のように、侵害行為が現実化していない妨害予防請求においては、将来発生するか否か不確実な侵害の予測に基づいて相手方の権利行使を制約するものであるから、単に論理的ないし抽象的、潜在的なレベルの危険性があるというのでは足りず、その侵害による被害が生ずる具体的危険性が存在することが必要である。」
などと主張した。

その上で、さらに、原告ら個々の具体的危険性の主張が必要であるとして、
「具体的な危険性は、差止めを求める者個々人との関係におけるものでなければならぬから、原告らの個人的利益に無関係な事実は、上記請求の根拠にならない。そこで、具体的危険性の存在について具体的に主張立証することはもとより、これにより、いずれの原告にどのような被害が生ずるのか、その因果関係についても具体的な主張立証がされなければならない。」
とまで主張したものである。

これは、福島原発事故による被害は、原告ら住民の「具体的な危険性の存在」と言えないのはもちろん、将来、同様の被害が起きるとは言い難いとしているかのように思えてしかたがない。

ましてや、福島原発事故の被害を、自ら主張する「回復困難な重大な損害」でもなければ「侵害者の不利益を超える大損害」でもないなどとまで言わないだろうと原告らは思いたいところであったが、もしや全く異次元の理解をしているのではないかという疑念を払拭しきれず、原告らは2013（平成24）年10月9日付け第3準備書面に以下の釈明を求めたものである。

「被告は、福島第一原発事故による放射性物質の広範な飛散による福島県民に対する重大な人格権侵害そのものがないという認識か。それとも、その事実は認めるものの、本件原発に限って、福島第一原発事故のような人格権侵害はおよそ起こりえないという主張をする趣旨か。」

しかし、被告東電は、未だにこのことに明確に答えようとしなない。

福島原発事故の加害者としての反省があるのかさえも、真実疑問とせざるを得ない対応である。自らの法的な人格権の抽象的主張に隠れて、福島原発事故や原子力発電所の危険性一般の責任逃れを本件原発で行うとしているのかとさえ思わせる訴訟態度である。

これを大飯原発差止め判決と比較するとさらに明確である。

第3 福島原発事故と人格権

同判決では、人格権の位置づけを前記のように位置づけ、次に福島原発事故について述べている（同38～39頁）。

「福島原発事故においては、15万人もの住民が避難生活を余儀なくされ、この避難の過程で少なくとも入院患者等60名がその命を失っている（証拠略）。家族の離散という状況や劣悪な避難生活の中でこの人数を遥かに超える人が命を縮めたことは想像に難くない。」

その認識のもと、「原子力委員会委員長が福島第一原発から250キロメートル圏内に居住する住民に避難を勧告する可能性を検討したのであって、チェルノブイリ事故の場合の住民の避難区域も同様の規模に及んでいる（証拠略）」とした。

そして、これだけの被害と危険を招来しかねない原子力発電所について「求められるべき安全性、信頼性は極めて高度なものでなければならず、万一の場合にも放射性物質から国民を守るべく万全の措置がとられなければならない」とし、人格権との比較についても以下のように述べている。少し長い引用であるが、原告らとしては本件訴訟においても同様に捉える必要があると考えている。

「人格権に基づく差止請求訴訟としては名誉やプライバシーを保持するための出版の差止請求を挙げることができる。これらの訴訟は名誉権やプライバシー権と表現の自由という憲法上の地位において相拮抗する権利関係の調整という解決

に困難を伴うものであるところ、これらと本件は大きく異なっている。すなわち、名誉やプライバシーを保持するという利益も生命と生活が維持されていることが前提となっているから、その意味では生命を守り生活を維持する利益は人格権の中でも根幹部分をなす根源的な権利ということができる。本件ではこの根源的な権利と原子力発電所の運転の利益の調整が問題となっている。原子力発電所は、電気の生産という社会的には重要な機能を営むものであるが、原子力の利用は平和目的に限られているから（原子力基本法2条）、原子力発電所の稼働は法的には電気を生み出すための一手段たる経済活動の自由（憲法22条1項）に属するものであって、憲法上は人格権の中核部分よりも劣位に置かれるべきものである。しかるところ、大きな自然災害や戦争以外で、この根源的な権利が極めて広汎に奪われるという事態を招く可能性があるのは原子力発電所の事故のほかは想定し難い。かような危険を抽象的にでもはらむ経済活動は、その存在自体が憲法上容認できないというのが極論にすぎるとしても、少なくともかような事態を招く具体的危険性が万が一でもあれば、その差止めが認められるのは当然である。」（下線部引用者）

被告東電が福島原発事故を脇に置いて、「原告らの個人的利益に無関係な事実」とでも言わんばかりの主張への痛烈な批判である。

福島原発事故が起きてしまった、いや被告東電が起こしてしまった今現在において、原子力発電所周辺住民が考えるべきことは、大飯原発差止め判決が指摘する通り、「根源的な権利が極めて広汎に奪われる事態を招く可能性がある原子力発電所」については「少なくともかような事態を招く具体的危険性が万が一でもあれば、その差止めが認められる」ものでなければならないということである。

第4 行政上の規制（原子炉規制法上の審査）と人格権の関係

さらに、同判決は、原子炉規制法上の審査と人格権の関係についても、以下の

通り、指摘している（４１頁）。

「（人格権による差止めの論理は）人格権の我が国の法制における地位や条理等によって導かれるものであって、原子炉規制法をはじめとする行政法規の在り方、内容によって左右されるものではない。」

「放射性物質の使用施設の安全性に関する判断については高度の専門性を要することから科学的、専門技術的見地からなされる審査は専門技術的な裁量を伴うものであったとしても、この趣旨とは関係なく(1)の観点（引用者注：人格権による差止めの論理）から司法審査がなされるべきである。したがって、改正原子炉等規制法に基づく新規制基準が原子力発電所の安全性に関わる問題のうちいくつかを電力会社の自主的判断に委ねていたとしても、その事項についても裁判所の判断が及ぼされるべきであるし、新規制基準の対象になっている事項に関しても新規制基準への適合性や原子力規制委員会による新規制基準への適合性の審査の適否の観点からではなく、(1)の理（引用者注：人格権による差止めの論理）に基づく裁判所の判断が及ぼされるべきである。」（下線部引用者）

以上のとおり、徹底した人格権による判断優先の姿勢を示している。そのことは、同判決が「被告のその余の主張について」として述べているくだりである「豊かな国土とそこに国民が根を下ろして生活していることが国富であり、これを取り戻すことができなくなることが国富の喪失である」（同判決６６頁）との考えに連なるものである。

第５ 裁判所の役割

福島原発事故を受けて行われた初めての司法判断の意義は極めて重い。

過去に繰り返し言われて来た、「裁判所が専門技術的判断の実体に踏み込んで判断することは非専門家が社会的技術の発展を阻害する」という批判に対しても、福井地方裁判所は、福島原発事故のあとは原子力発電所については異なることを

明言している（同判決40頁）。

「新しい技術が潜在的に有する危険性を許さないとすれば社会の発展はなくなるから、新しい技術の有する危険性の性質やもたらす被害の大きさが明確でない場合には、その技術の実施の差止めの可否を裁判所において判断することは困難を極める。しかし、技術の危険性の性質やそのもたらす被害の大きさが判明している場合には、技術の実施にあたっては危険の性質と被害の大きさに応じた安全性が求められることになるから、この安全性が保持されているのか判断すればよいだけであり、危険性を一定程度容認しないと社会の発展が妨げられるのではないかといった葛藤が生じることはない。原子力発電技術の危険性の本質及びそのもたらす被害の大きさは、福島原発事故を通じて十分明らかになったといえる。本件訴訟においては、本件原発において、かような事態を招く具体的危険性が万が一でもあるのかが判断の対象とされるべきであり、福島原発事故の後において、この判断を避けることは裁判所に課されたもっとも重要な任務を放棄するに等しいものと考えられる。」（下線部引用者）

けだし、明察である。

御庁においても、同判決指摘の責務を果たされたい。

以上